

草津市男女共同参画についてのアンケート 報告書（概要版）

はじめに

草津市では、男女共同参画社会の実現を市政の重要な柱としており、その実現をめざして、このたび「草津市男女共同参画推進条例」(平成21年4月1日施行)を制定しました。

この条例の制定を受け、男女が真に対等な市民として、性別にかかわらず持てる力を発揮し、人権が尊重され、平和で豊かな地域づくりをめざして、新たな草津市男女共同参画推進計画を策定する予定です。

このたび実施した「草津市男女共同参画についてのアンケート」の結果については、今後の施策のあり方を探るための貴重なご意見として、新たな計画に反映させていただきたいと考えています。

この報告書が、男女共同参画社会の実現のため、関係機関はもとより多くの市民のみなさまにご活用いただければ幸いです。

最後に、調査にご協力いただきました市民のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成21年3月 草津市

【調査概要】

対象

草津市内に住む20歳以上の男女から3,000人+230人(補足標本分)を無作為抽出しました。
男女の比率は1:1としました。

調査方法

郵送による配布、回収。お礼状兼督促状の送付1回
調査期間：平成21年1月9日～平成21年1月26日(書面)
回収率：52.2%(回収件数 1,686件)

回答者属性(白紙回答があるため、上記回収件数とは一致しません。)

上段：実数、下段：割合

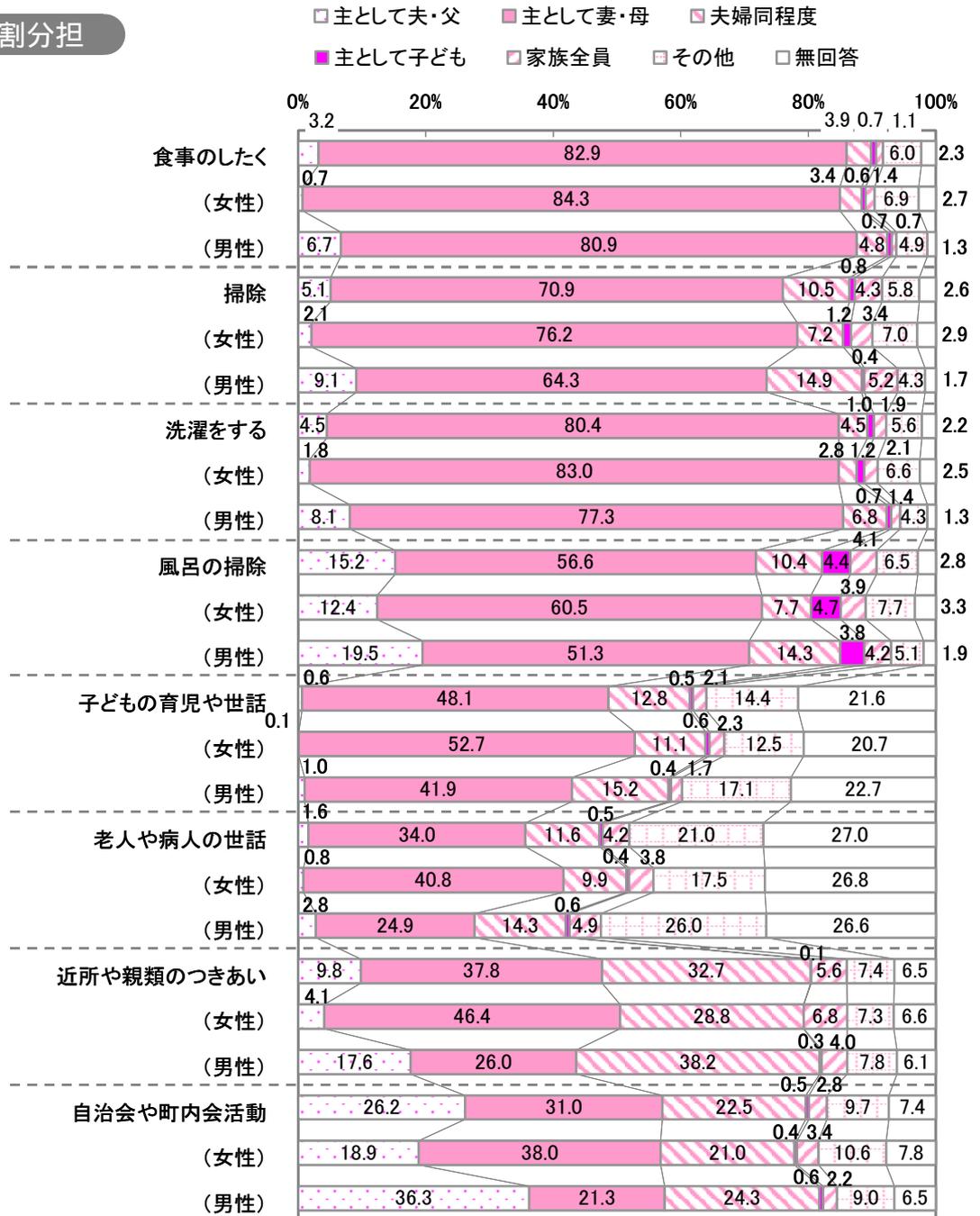
全体	男性	女性	無回答
1683	692	953	38
100.0	41.1	56.6	2.3

全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無回答
1683	183	273	323	362	312	196	34
100.0	10.9	16.2	19.2	21.5	18.5	11.6	2.0

1 家庭生活について

家庭での役割分担

回答数
 全体：1683
 女性：953
 男性：692



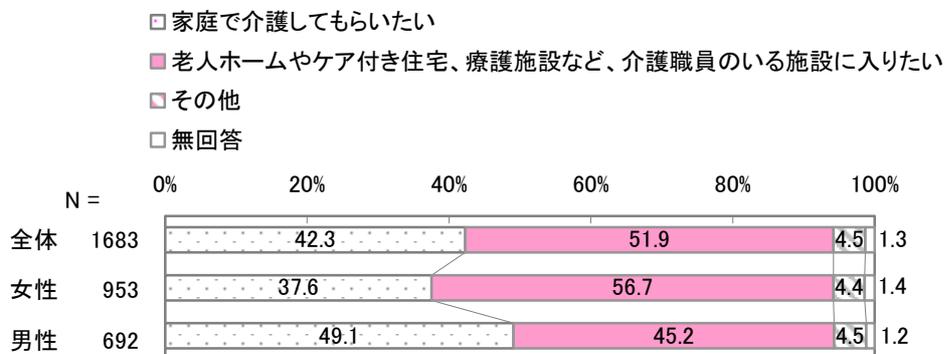
- ・全ての分野で「主として妻・母」の割合が高い。
- ・「主として夫・父」の割合が高いのは、「風呂の掃除」「近所や親類のつきあい」「自治会や町内会活動」である。

分野別でみると、全ての分野で「主として妻・母」の割合が高くなっています。特に、「食事のしたく」、「掃除」、「洗濯をする」では「主として妻・母」の割合が高く、7割以上を占めています。

男性は、他の分野に比べ「風呂の掃除」「近所や親類のつきあい」「自治会や町内会活動」で「主として夫・父」の割合が高くなっています。

3 介護について

からだが不自由になった場合の介護の希望

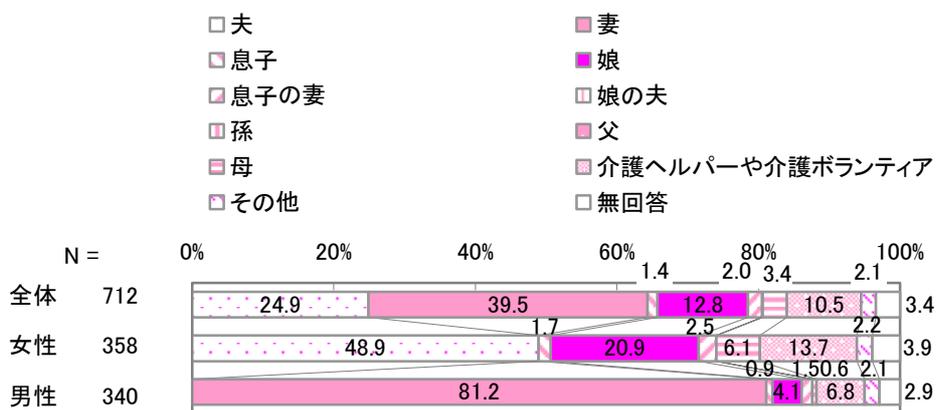


- ・ 女性は施設での介護の希望が高く、男性は家庭での介護の希望が高い。

からだが不自由になった場合の希望については、「老人ホームやケア付き住宅、療護施設など、介護職員のいる施設に入りたい」の割合は51.9%、「家庭で介護してもらいたい」の割合は42.3%となっています。

性別でみると、男性に比べ女性で「老人ホームやケア付き住宅、療護施設など、介護職員のいる施設に入りたい」の割合が高くなっています。また、女性に比べ男性で「家庭で介護してもらいたい」の割合が高くなっています。

介護してほしい相手



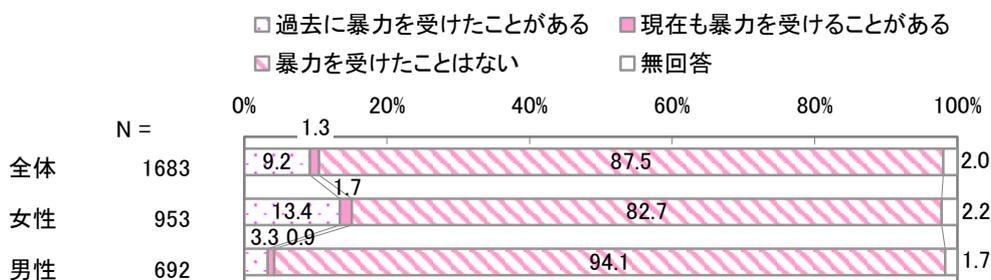
- ・ 介護してほしい相手は「妻」の割合が高い。

家族の誰に介護してもらいたいかについては、「妻」の割合が最も高く39.5%となっており、次いで「夫」の割合が24.9%、「娘」の割合が12.8%となっています。

性別でみると、男性に比べ女性で「娘」の割合が高くなっています。また、男性で「妻」の割合が約8割を占めています。

4 ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンスの経験



・女性の1割以上が被害体験者

ドメスティック・バイオレンスの経験については、「過去に暴力を受けたことがある」「現在も暴力を受けることがある」を合わせたドメスティック・バイオレンスを受けた経験のある人の割合が10.5%、「暴力を受けたことはない」の割合が87.5%となっています。

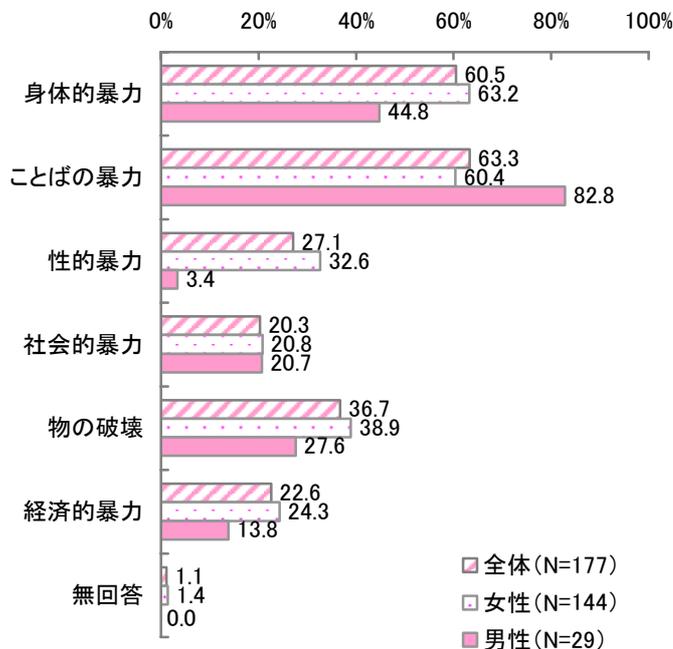
性別でみると、男性に比べ女性でドメスティック・バイオレンスを受けた経験のある人の割合が高くなっています。

暴力を受けた経験

- ・「身体的暴力」、「ことばの暴力」の割合が高い。
- ・女性が受けた暴力は「身体的暴力」の割合が高く、男性が受けた暴力は「ことばの暴力」の割合が高い。

受けた暴力の内容については、「ことばの暴力」の割合が最も高く63.3%となっており、次いで「身体的暴力」の割合が60.5%、「物の破壊」の割合が36.7%となっています。

性別でみると、男性に比べ女性で「身体的暴力」、「性的暴力」、「物の破壊」、「経済的暴力」の割合が高くなっています。また、女性に比べ男性で「ことばの暴力」の割合が高くなっています。



身体的暴力 : 平手打ち、殴る、蹴るなど

ことばの暴力 : 「甲斐性なし」「誰に食わせてもらっている」など、ののしりの言葉や何を言っても無視するなど

性的暴力 : 気が進まないセックスの強要、避妊の非協力、浮気を繰り返す

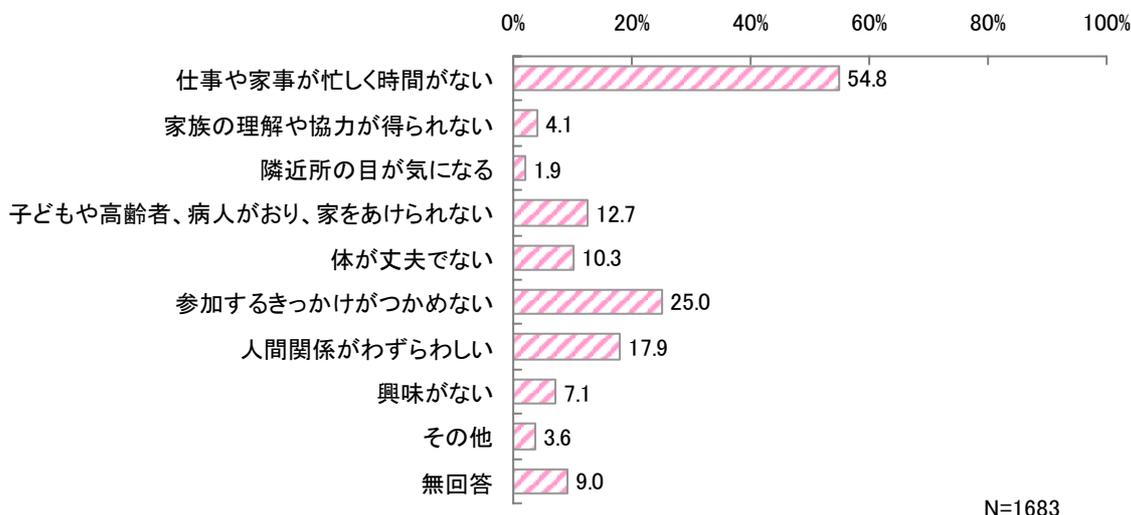
社会的暴力 : 買い物制限、友人・実家などとの付き合いの禁止、手紙の無断開封など

物の破壊 : 怒って部屋の物を壊して脅かす、大事にしているものを捨てたり、壊したりすることによって精神的打撃を与える

経済的暴力 : 生活費を入れない、極度に低額しか渡さない、働くことの妨害など

5 社会活動について

社会活動をする場合の障害

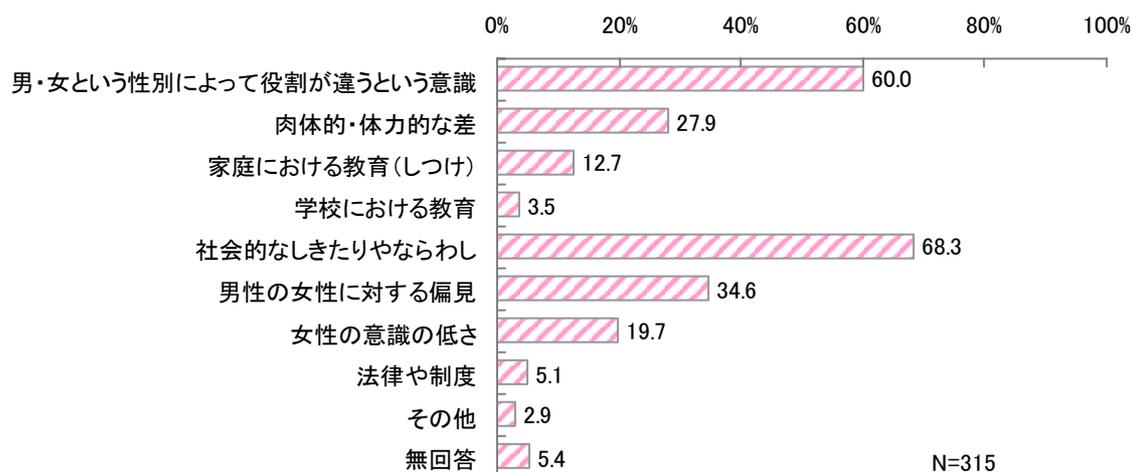


・「仕事や家事が忙しく時間がない」の割合が最も高い。

社会活動をする場合の障害については、「仕事や家事が忙しく時間がない」の割合が最も高く 54.8%となっており、次いで「参加するきっかけがつかめない」の割合が 25.0%、「人間関係がわずらわしい」の割合が 17.9%となっています。

6 地域について

地域の男女不平等の原因

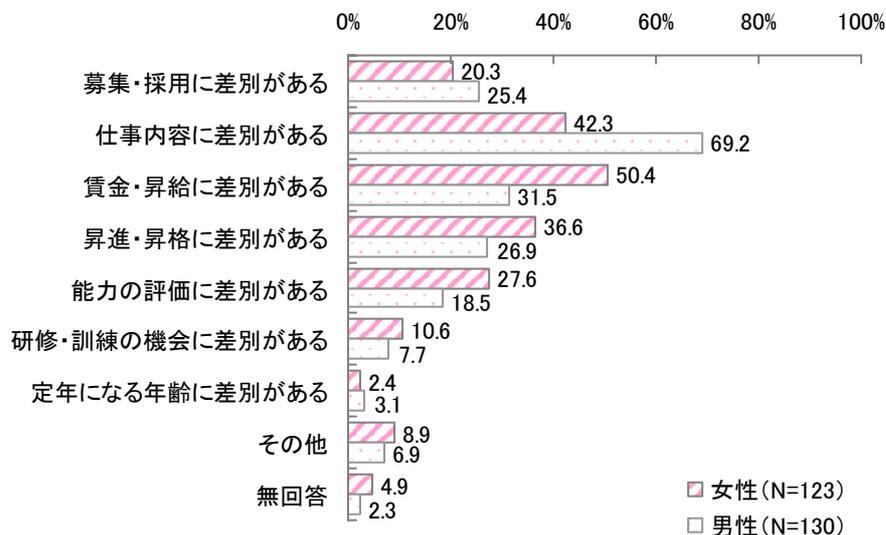


・「社会的なしきたりやならわし」、「男・女という性別によって役割が違うという意識」の割合が高い。

地域の男女不平等の原因については、「社会的なしきたりやならわし」の割合が最も高く 68.3%となっており、次いで「男・女という性別によって役割が違うという意識」の割合が 60.0%、「男性の女性に対する偏見」の割合が 34.6%となっています。

7 労働について

職場での男女差別の内容

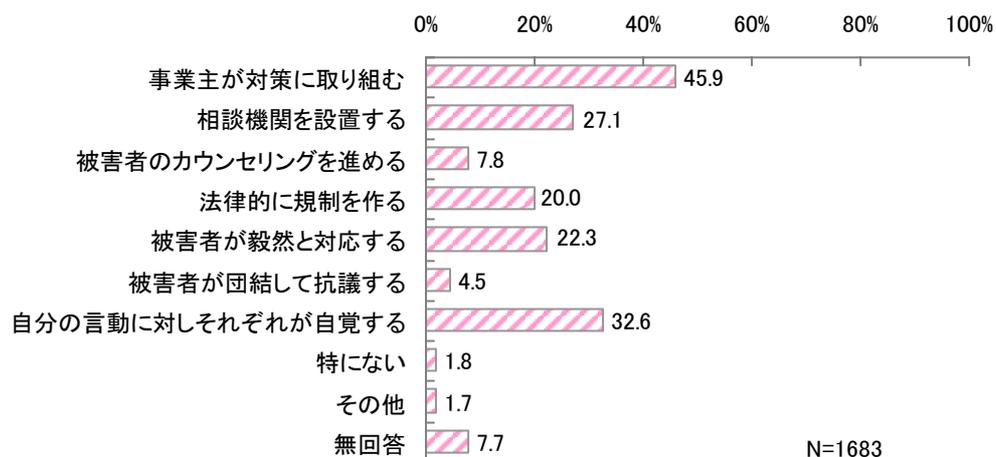


- ・女性で「賃金・昇給に差別がある」の割合が高く、男性で「仕事内容に差別がある」の割合が高い。

職場での男女差別の内容について性別で見ると、男性に比べ女性で「賃金・昇給に差別がある」、「昇進・昇格に差別がある」、「能力の評価に差別がある」の割合が高くなっています。また、女性に比べ男性で「仕事内容に差別がある」の割合が高くなっています。

8 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)について

セクシュアル・ハラスメントを防止するための対策

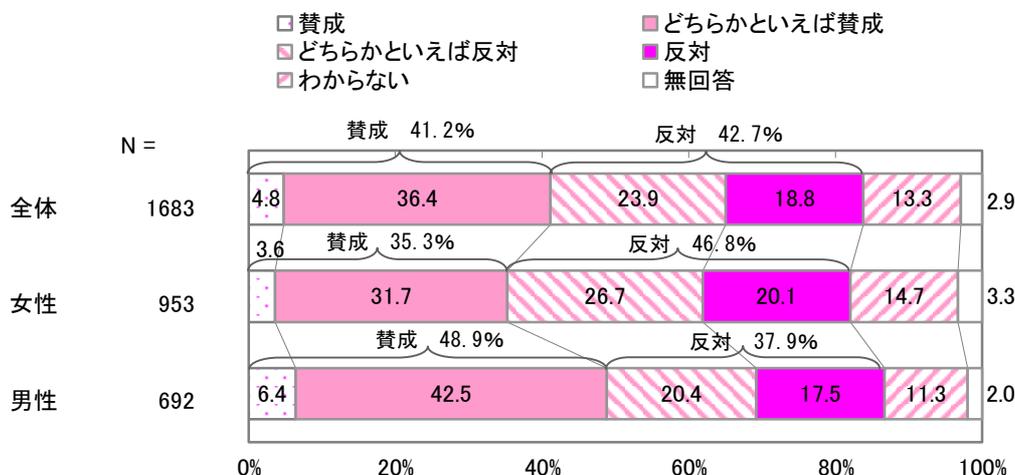


- ・セクシュアル・ハラスメントを防止するために必要な対策は「事業主が対策に取り組む」の割合が最も高い。

セクシュアル・ハラスメントを防止するための対策については、「事業主が対策に取り組む」の割合が最も高く45.9%となっており、次いで「自分の言動に対しそれぞれが自覚する」の割合が32.6%、「相談機関を設置する」の割合が27.1%となっています。

9 男女共同参画全般について

「男は仕事、女は家庭」という考え方



- ・女性は“反対”の割合が高く、男性は“賛成”の割合が高い。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた“賛成”の人の割合が41.2%、「どちらかといえば反対」、「反対」を合わせた“反対”の人の割合が42.7%となっています。性別でみると、女性に比べ男性で「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた“賛成”の人の割合が高くなっています。

今後の課題とまとめ

家庭での役割分担については、依然、女性に依存している現状がうかがえます。特に、「食事のしたく」、「掃除」、「洗濯をする」といった日常的に発生する役割については、7割以上を女性が占めている状況です。また、介護については、介護してほしい相手として女性を希望する割合が高く、介護も含め、家庭での役割を協力して担う意識づくりが必要です。

ワーク・ライフ・バランスについては、希望と現実の差が大きく、仕事・家事・プライベートを両立する生活を希望していても、現実には、男性は仕事、女性は家事が中心の生活となっている現状がうかがえます。また、社会活動をする場合の障害として「仕事や家事が忙しく時間がない」という理由が多い現状もあり、この状態が続くと、自己啓発や地域活動へ参加できない、長時間労働による心身の健康への悪影響といった弊害が考えられるため、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、個人の多様な選択を実現できる仕組みづくりが必要となります。

ドメスティック・バイオレンスについて、女性の1割以上が被害体験者となっています。「身体的暴力」のみならず、「ことばの暴力」の割合も高く、暴力は犯罪であるという意識の醸成を図るとともに、男性と女性がお互いの人権を尊重する意識づくりが継続した課題となっています。

労働については、女性は「賃金・昇給に差別がある」と感じ、男性は「仕事内容に差別がある」と感じています。また、セクシュアル・ハラスメントの防止については、「事業主が対策に取り組む」ことが求められており、固定的な性別の役割分担意識の解消やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、事業者との連携を図り、男女共同参画の推進を図る必要があります。

平成20年度(2008年度)
草津市男女共同参画についてのアンケート 報告書

平成21年3月 発行

発行：草津市人権環境部人権センター 男女共同参画担当
〒525-0027
滋賀県草津市野村三丁目1-18
TEL 077-565-1550 FAX 077-563-7070

再生紙を使用しています。